

三田市違反簡易広告物除却活動員の手引き

三田市都市整備部都市計画課

(平成 19 年 5 月 1 日)

目 次

1. 三田市違反簡易広告物除却活動員制度の概要	
(1) 路上の違反広告物の現状	2
(2) 制度創設の趣旨及び目的	2
(3) 制度の内容及び活動員に委任する内容	2
(4) 活動員の身分、活動等	3
2. 三田市違反簡易広告物除却活動員制度要綱	4～6
3. 三田市違反簡易広告物除却活動員活動要領	
1. 用語の定義	7
2. 活動の義務、解任	7
3. 活動員による除却の対象となる簡易広告物	7
4. 活動員が除却の対象としない簡易広告物	8
5. 除却活動の実施	8
6. その他 ※連絡先	10
4. 除却活動員制度要綱様式集	11～21
○違反簡易広告物除却活動団体認定申請書（新規・変更）（様式第1号）	
○違反簡易広告物除却活動員名簿（様式第2号）	
○除却活動計画書（様式第3号）	
○違反簡易広告物除却活動団体認定変更届（様式第5号）	
○違反簡易広告物除却活動団体廃止届（様式第6号）	
○除却活動連絡書（様式第9号）	
○除却活動報告書（様式第10号）	
○除却活動連絡書及び除却活動報告書の記載例	
5. 屋外広告物法及び兵庫県屋外広告物条例の抜粋	22～26

1. 三田市違反簡易広告物除却活動員制度の概要

(1) 路上の違反広告物の現状

当市域の道路上の柵や、電柱、街路樹、信号機、道路標識等に、兵庫県屋外広告物条例の規定に違反して表示してある、はり紙、はり札、広告旗、立看板等の除却については、市の職員と委託業者が毎月2回程度定期的にパトロールを行い撤去している他、状況に応じ市の職員が対応し、撤去しております。しかし、過去に比べ少しづつではあります減少傾向にあるものの、撤去した後から新たに表示する復元するなど、いまだにたちごっこの状態が続いております。特に、土曜日、日曜日には集中的に出されており、地域住民の方からの通報等、市も対応に苦慮しております。又、違反広告物は景気の動向に左右されることから、今後も景気の回復に伴い増加することも予想されます。

(2) 制度創設の趣旨及び目的

当市のまちづくりの方向を示す三田市総合計画では市民や事業者との協働によるまちづくりが基本にあり、その中の役割分担で市民の役割として景観保全活動への参加がうたわれております。又、近年の景観法の制定や関連法案である屋外広告物法の改正など、市民の広告物を含む景観に対する関心が高くなってきたことや、違反広告物の撤去等、地域の景観は住民自ら守っていくとの声があったことなどの背景があり、当制度を立ち上げ、法及び条例に基づく違反広告物除却に関する権限の一部を地域住民に委任し、地域住民と本市が一体となって、道路上の違反広告物の追放に取り組むことにより、都市景観の維持向上を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的としております。

(3) 制度の内容及び活動員に委任する内容

当制度は、屋外広告物法や、兵庫県の屋外広告物条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、市長が処理することとなった事務の内、道路上の特定の違反広告物の除却に関する権限の一部を地域住民に委任し、住民自ら簡易な違反広告物であるはり紙、はり札、広告旗、立看板等を除却することにより、地域の景観の保全活動に参加いただく制度です。具体的には、20歳以上の市民等でもって3名以上で構成され、定期的に活動できる等、認定の要件を満たした団体で、認定申請により市長が認定した団体（認定期間、2年）の構成員に違反広告物の除却に関する市長の権限の一部を委任し、その構成員の方々が道路上にある簡易な違反広告物（はり紙・はり札・広告旗、立看板等）を、活動要綱並びに活動要領に基づき、構成員2名以上の人員をもって除却作業していただくボランティア活動です。

(4) 活動員の身分、活動等

- ・活動員とは市長が活動団体として認定した団体の構成員で、市内に居住又は勤務する20歳以上の者で、市長が行う講習会を受講し、「活動員証明書」及び「腕章・ベスト」の交付を受けたものが活動員となります。
- ・活動員は認定申請時に提出した「除却活動計画書」に記載された活動予定日（手続きにより変更可）・活動区域において、2名以上の活動員が、活動員証明書の携帯、腕章・ベストの着用の上、道路上の次に記載された工作物等に貼り付けられ、取り付けられ、立てかけられ、又は容易に移動させることができる状態で立てられている、はり紙、はり札、広告旗、立看板等のうち、歩きながら人力で撤去可能なものについて除却活動を行います。

- (1) 電柱、街灯及び照明灯
- (2) 橋（歩道橋を含む。）及び高架構造物
- (3) 街路樹
- (4) 信号機、道路標識、カーブミラー及び道路上の柵（ガードレール、転落防止柵等）
- (5) アーチ、アーケード及びバス停留所の支柱
- (6) 消火栓及び火災報知機
- (7) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス（外部に限る。）
- (8) その他市長が認めるもの



※除却する違反簡易広告物の種類



はり紙



はり札



広告旗



立看板

2. 三田市違反簡易広告物除却活動員制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、市長が処理することとなった事務のうち、道路上の特定の違反広告物の除却に関する市長の権限の一部を、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第7条第4項及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定に基づき、地域住民に委任し、地域住民と本市が一体となって道路上の違反広告物の追放に取り組むことにより、都市景観の維持向上を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「簡易広告物」とは、法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗もしくは立看板等をいう。

(活動団体の認定等)

第3条 市長は、一定地域において、違反簡易広告物の追放を目的とする個人を構成員として設立された団体で、適当と認めるもの(3名以上で構成され、定期的に、かつ適正に除却することができるものと認められるもの)を違反簡易広告物除却活動団体(以下「活動団体」という。)として認定することができる。

2 活動団体の認定を受けようとする団体は、違反簡易広告物除却活動団体認定申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書等を添付しなければならない。

(1) 違反簡易広告物の除却を行おうとする者、3名以上の住所、氏名等を記した「違反簡易広告物除却活動員名簿」(様式第2号)

(2) 活動予定日、活動地域および除却物の位置時保管場所等を示した「除却活動計画書」(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認めるもの

4 市長は、活動団体として認定したときは、「違反簡易広告物除却活動団体等認定書」(様式第4号)を交付する。

5 活動団体の認定期間は、2年とする。ただし、市長が適当と認める場合は、更新することができる。

6 活動団体が、認定を受けた事項を変更しようとするときは、変更する事項について事前に「違反簡易広告物除却活動団体等認定変更届」(様式第5号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

7 活動団体の代表者は、団体の構成員の活動がこの要綱に反して行われることのないように監督しなければならない。

8 市長は、「違反簡易広告物除却活動団体認定の取り消し」(様式4-1号)をもって活動の実態がない場合や活動団体としてふさわしくない行為があったと認めるときは、団体に対する認定を取り消すことができる。

9 活動団体が解散又はその活動を中止するときは、「廃止届」(様式第6号)を提出しなければならない。

(活動員の身分等)

第4条 違反簡易広告物除却活動員(以下「活動員」という。)は、市長が活動団体として認定した団体の構成員とする。

2 活動員は、原則として市内に居住又は勤務する20歳以上の者とする。

3 活動員は、市長の委任により、違反簡易広告物の除却を行うことができる。

4 活動員は、違反簡易広告物の除却を無償にて行うものとする。ただし、市長は予算の範囲内で違反簡易広告物の除却に要する用具の提供並びに違反簡易広告物の除却活動中の事故における傷害等を担保する保険の加入費用の負担を行う。

5 活動員は、市長が行う講習会を受講し、関係法令及びこの要綱を遵守しなければならない。

6 活動員への委任は、前項の講習会を受講後に、違反簡易広告物の除却を委任された者であることを証する「活動員証明書」(様式第7号)及び「腕章・ベスト」(様式第8号)の交付をもって行う。

7 活動員に対する委任期間は、活動員が所属する活動団体の認定期間内とし、又、活動団体の認定期間中に活動員となったときは、その期間の終の日までとする。

8 市長は、活動員から辞退の申出があったとき、また活動員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、その者に対する委任を取り消すことができる。また、活動員が所属する団体の認定が取り消された時は、活動員に対する委任は取り消されたものとする。

9 活動員は、委任期間の満了又は委任の取り消しにより、その身分を失ったときは、活動団体の代表者は第6項の規定による「活動員証明書」及び「腕章・ベスト」を本市町に返却しなければならない。

(活動員の活動)

第5条 市長が、違反簡易広告物の除却に関し、活動員に対して委任する事項は、活動団体が認定申請時に提出した「除却活動計画書」に記載した事項に限る。

2 活動員が除却できる違反簡易広告物は、道路上の次の各号に掲げる工作物等に貼り付けられ、取り付けられ、立てかけられ、又は容易に移動させることができる状態で立てられている、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のうち、人力で撤去可能なものについて、法第7条第4項の措置を行うものとする。

(1) 電柱、街灯及び照明灯

(2) 橋(歩道橋を含む。)及び高架構造物

(3) 街路樹

(4) 信号機、道路標識、カーブミラー及び道路上の柵(ガードレール、転落、防止柵等)

(5) アーチ、アーケード及びバス停留所の支柱

(6) 消火栓及び火災報知機

(7) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス(外部に限る。)

(8) その他市長が認めるもの

3 活動員が、違反簡易広告物の除却を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動団体の代表者は、活動員の活動について、認定時に提出した「除却活動計画書」記載の活動予定日と異なる活動を行う場合は、事前に「除却活動連絡書」(様式第9号)により市長に連絡すること。

(2) 活動の安全を確保するため、作業は必ず2人以上で行うこと。

(3) 「活動員証明書」を携帯し、「腕章・ベスト」を着用すること。

(4) 交通安全に心掛けるなど事故のないようにすること。

4 活動員は、広告物が除却対象であるかどうかについて疑義が生じた場合は、独自の判断を行わず、市長に通報のうえ、その指示を受けなければならない。

5 活動団体の代表者は、違反簡易広告物の除却を行った後、速やかに「除却活動報告書」(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

6 活動団体は、除却活動で除却した広告物を市長が引き継ぐまでの間、第3条第2項第2号の一時保管場所において保管し、管理するものとする。

7 活動員は、この要綱に基づく活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。活動員の身分を失った後も、同様とする。

(実施細目)

第6条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

3. 三田市違反簡易広告物除却活動員活動要領

この要領は、三田市違反簡易広告物除却活動員制度要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、三田市違反簡易広告物除却活動員（以下「活動員」という。）が行う道路上の違反広告物の除却活動に必要な事項を定め、円滑な事業の執行を図るものとします。

1. 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) はり紙 紙等に印刷又は手書きされたもので、工作物等にピン、テープ、糊等により貼り付けられたポスター、ビラ類をいいます。
- (2) はり札 ダンボール、ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼ったものや直接塗装又は印刷したもので、工作物等にひも、針金等につるし、又はくくり付けられ容易に取り外すことができる状態で取り付けられたものをいいます。
- (3) 立看板 木、ビニールパイプ等の枠に紙張り、ビニールシート張り、布張り等したものやベニヤ板、プラスチック板、金属板等に紙その他のものをはったもの、又、直接塗装、印刷したものなどで、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に移動させることのできる状態で工作物等に立て掛けられているようなものをいいます。
- (4) 広告旗 プラスチック製、金属製等の竿に布製、ビニール製等ののぼりを取り付けたのぼり旗で、容易に移動に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に立てかけられ、取り付けられているものをいいます。

2. 活動員の義務、解任

活動員は、平等、公平の精神を尊重し、特定の政党、業種、業者、宗教等を偏重する行動をしないでください。

活動員に、平等、公平に反する行為があった場合は、改めて市の講習を受けるものとします。受講後も行為や考えが改善されず、市が活動員としてふさわしくないと判断した場合は、活動員を解任させていただきます。

3. 活動員による除却の対象となる簡易広告物

活動員が除却できる簡易広告物は、道路上に設けられた次の（１）から（８）までに掲げる物件（以下「禁止物件」という。）に貼られ、又、容易に移動できる状態で取り付けられ、立て掛けられ、立てられている、違反のはり紙、はり札、立看板及び広告旗に限ります。

- (1) 電柱、街灯及び照明灯
- (2) 橋（歩道橋を含む。）及び高架構造物
- (3) 街路樹

- (4) 信号機、道路標識、カーブミラー及び道路上の柵（ガードレール、転落、防止柵等）
- (5) アーチ、アーケード及びバス停留所の支柱
- (6) 消火栓及び火災報知機
- (7) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス（外部に限る。）
- (8) その他市長が認めるもの

4. 活動員が除却の対象としない簡易広告物

3に記載の禁止物件に表示又は掲出された簡易広告物は原則除却対象とするが、兵庫県屋外広告物条例第7条に基づく適用除外広告物で、次に掲げる（1）から（8）までに該当する簡易広告物等については、当活動員が行う除却の対象外とします。尚、対象外の簡易広告物については、法令に照し合せ、市が状況を判断し対応します。

(1) 公共事業の建設工事に関する広告物など法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

(2) 国や地方公共団体（県・市等）や公共的団体（条例の規定に該当する団体 ※参考：国、地方公共団体が出資等している団体や構成員として組織された団体、例として、都市再生機構・兵庫県企業庁等、土地改良区や土地区画整理組合等の公共組合、日本赤十字、社会福祉事業法による社会福祉法人など）が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等

(3) 公職選挙法による選挙のために使用するポスター、立札等

(4) 公益上必要な物件に寄与者名等を表示するもの

(5) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に掲出するもの

(6) 市民活動、政治活動、宗教活動、労働運動等営利を目的としない活動等のための非営利広告物等

(7) 非常事態、緊急事態（ガス漏れ、崖崩れ等）を公衆に周知させるためのもの

(8) その他、除却の対象となるかどうか判断に迷うもの

5. 除却活動の実施

活動員の除却活動は、原則として、三田市違反簡易広告物除却活動団体（以下「活動団体」という。）ごとに実施することとし、次に定める各事項に基づき実施してください。

(1) 活動実施日について

除却活動は申請時に提出した「除却活動計画書（様式第3号）」記載の活動予定日に活動してください。尚、活動予定日と異なる活動を行う場合は、活動を実施される日の3日前までに「除却活動連絡書（様式第9号）」に必要事項を記入し、事務局（三田市都市計画課都市景観係）へ通知（FAX・電子メール、可）願います。

※通知がない場合は、事故等に対する対応ができません。

又、活動日に諸般の事情により実施できない場合や実施できなかった場合は、活動後、提出していただく「除却活動報告書（様式第10号）」の提出確認を行う必要もあり、必ず電話等にて事務局（三田市都市計画課都市景観係）までその旨連絡をお願いします。

(2) 除却活動について

- ①除却活動は、活動団体内で協力し、「違反簡易広告物除却活動団体認定申請書（様式第1号）」及び「除却活動計画書（様式第3号）」に記載の活動区域内において、車を使わず、必ず2人以上で除却活動を実施してください。
- ②除却活動を行う時は、必ず「活動員証明書（様式第7号）」を携帯し、かつ、「腕章・ベスト（様式第8号）」を着用してください。
- ③除却活動は、交通安全等に細心の注意を払い、事故のないよう作業を行ってください。
- ④除却活動は、軍手等を着用するなど、けがのないように十分注意をして作業を行ってください。
- ⑤除却活動を実施する際、除却の対象となるかどうか迷う簡易広告物等については、独自で判断することなく事前に事務局（三田市都市計画課都市景観係）に相談し、その指示に従ってください。
- ⑥除却活動中に事故、その他特別な事態が生じた場合は、速やかに事務局（三田市都市計画課都市景観係）又は三田警察署及び最寄の交番所に連絡してください。その場合、その事実関係等複数の人で確認しておいてください。

尚、活動中に事故が生じた場合の損害等については、本市では補償等できませんので、予

め活動員の委任の際に加入していただくボランティア保険（保険料は市が負担、加入手続きを行います。）により対応することとなります。したがって、必ずボランティア保険に加入してください。

（3）違反簡易広告物の保管について

除却した違反簡易広告物については、市が回収（引継ぎ）するまでの間、「違反簡易広告物除却活動団体認定申請書（様式第1号）」及び「除却活動計画書（様式第3号）」に記載の一時保管場所において責任をもって保管し、管理してください。

（4）除却活動完了報告等について

除却活動を完了したときは、速やかに電話等にてその概要（種類ごとの数量等）を事務局（三田市都市計画課都市景観係）へ完了報告し、早々、「除却活動報告書（様式第10号）」を作成し、事務局（三田市都市計画課都市景観係）まで提出（FAX・電子メール、可）してください。

尚、完了報告日が、土曜日、日曜日、その他市役所閉庁日の場合は、その翌日等に報告ください。

（5）違反簡易広告物の回収について

一時保管されている違反簡易広告物の回収は、保管されている場所へ、原則、市が指定する回収日に、市（都市計画課）の職員又は、市が委託する委託業者等が回収にまいります。

尚、回収日の都合等調整が必要な場合は、事務局（三田市都市計画課都市景観係）に連絡ください。

※回収日は決定しだい連絡しますが、月2回程度で月曜日となる予定です。

（6）除却活動におけるその他留意点について

①各事業所の前に掲出しているその事業所の違反簡易広告物（はり紙を除く、はり札、立看板、広告旗）の除却については、屋外広告物法第7条第3項第2号「管理されずに放置されていることが明らかなき」との規定もあることから、できるだけ事業者（広告主）に自主撤去するよう指導してください。

尚、指導しても従わない場合は、市が対応しますので、活動員自ら除却しないでください。

※事業者（広告主）に指導される場合は、指導した日時、指導した相手、対象となる簡易広告物等をメモし、事務局（三田市都市計画課都市景観係）まで連絡をお願いします。

②活動員以外の方に除却等の作業をさせないでください。

※事故等が発生した場合、保険等での対応ができません。

6. その他

(1) 活動員がその身分を失ったときは、ただちに事務局（三田市都市計画課都市景観係）に「活動員証明書（様式第7号）」及び「腕章・ベスト（様式第8号）」、提供した除却に要する用具の中で事務局（三田市都市計画課都市景観係）が指定する用具を返却してください。

(2) 活動員は、除却活動により知り得た秘密は漏らさないでください。

※活動員の身分を失った後も同様です。

(3) 要綱に基づく当除却活動の実施について不明な点が生じたときは、事務局（三田市都市計画課都市景観係）にお尋ねください。

連絡先

* 事務局

（平日）

三田市都市整備部都市計画課都市景観係

TEL 079-559-5118

FAX 079-559-7400

e-mail tosike_u@city.sanda.lg.jp

（閉庁日）

三田市役所宿直室

TEL 079-563-1111（代表）

* その他

三田警察署生活安全課

TEL 079-563-0110（代表）

4. 除却活動員制度要綱 様式集

違反簡易広告物除却活動団体認定申請書（新規・変更）

平成 年 月 日

三 田 市 長 様

(申請 代表者氏
者) 名

住

所

電

話

三田市違反簡易広告物除却活動員制度要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙「違反簡易広告物除却活動員名簿」及び「除却活動計画書」を添えて申請します。

団 体 名	
活 動 員 数	人
主 な 活 動 区 域	
除 却 物 件 の 保 管 場 所	

添付図書（更新の場合で既に認定を受けている内容に変更がなければ不要です。）

- ① 活動員名簿(様式第 2 号)
- ② 除却活動計画書(様式第 3 号)
- ③ 活動区域を示す図面
- ④ 除却物件の一時保管場所を示す図面
- ⑤ その他

以下には記入しないでください。

受 付 番 号	日 第 号	年	月	課 長	課長補 佐	係 長	係 員	(受付欄)

違反簡易広告物除却活動員名簿

団体名 _____

下記の者は、違反簡易広告物の除却に関する一部権限について市長から委任を受け、無償のボランティアとして違反物件(はり紙、はり札、立看板、広告旗)の除却実施を希望します。

氏名 (生年月日)	住所	電話番号	印
1 (年 月 日)	三田市	- -	
2 (年 月 日)	三田市	- -	
3 (年 月 日)	三田市	- -	
4 (年 月 日)	三田市	- -	
5 (年 月 日)	三田市	- -	
6 (年 月 日)	三田市	- -	
7 (年 月 日)	三田市	- -	
8 (年 月 日)	三田市	- -	
9 (年 月 日)	三田市	- -	
10 (年 月 日)	三田市	- -	
11 (年 月 日)	三田市	- -	
12 (年 月 日)	三田市	- -	
13 (年 月 日)	三田市	- -	

違反簡易広告物除却活動団体廃止届

平成 年 月 日

三 田 市 長 様

申請者 団 体 名 _____
代表者名 _____ (印)
代表者住所 _____
電話番号 _____

三田市違反簡易広告物除却活動員制度要綱第3条第9項の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物除却活動団体の廃止を届出します。

※ 記

1 廃止の理由

2 廃止日

平成 年 月 日

以上

除却活動連絡書

平成 年 月 日

三田市違反簡易広告物除却活動員制度要綱第5条第3項1号の規定に基づき、活動団体の除却活動を以下のとおり行うので連絡します。

記

1. 団体名 _____

代表者名 _____

2. 活動予定日変更内容

○変更前 (認定時、除却活動計画書記載の主な活動予定日)

① 毎月 第 _____ 曜日 第 _____ 曜日

② 毎週 _____ 曜日 _____ 曜日

③ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

④ その他 _____

○変更後 (変更したい活動予定日)

① 毎月 第 _____ 曜日 第 _____ 曜日

② 毎週 _____ 曜日 _____ 曜日

③ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

④ その他 _____

3. その他連絡事項

※ 「除却活動計画書」記載の活動予定日と異なる活動を行う場合、その都度この連絡書を必ず事前に提出してください。

除却活動報告書

平成 年 月 日

三 田 市 長 様

申請者 団 体 名 _____
代表者名 _____ (印)
代表者住所 _____
電話番号 _____

下記のとおり違反簡易広告物を除却したので、報告します。

記

除却日	除却場所	除却数	参加人数	備考
月 日		はり紙 () はり札 () 立看板 () 広告旗 ()	人	
月 日		はり紙 () はり札 () 立看板 () 広告旗 ()	人	
月 日		はり紙 () はり札 () 立看板 () 広告旗 ()	人	
月 日		はり紙 () はり札 () 立看板 () 広告旗 ()	人	
月 日		はり紙 () はり札 () 立看板 () 広告旗 ()	人	

(記載例)

(様式第9号)

除却活動連絡書

平成19年 6月 3日

三田市違反簡易広告物除却活動員制度要綱第5条第3項1号の規定に基づき、活動団体の除却活動を以下のとおり行うので連絡します。

記

1. 団体名 三田はがし隊

代表者名 三田 太郎

2. 活動予定日変更内容

○変更前 (認定時、除却活動計画書記載の主な活動予定日)

① 毎月 第2・3 土曜日 第 _____ 曜日

② 毎週 _____ 曜日 _____ 曜日

③ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

④ その他 _____

○変更後 (変更したい活動予定日)

① 毎月 第 _____ 曜日 第 _____ 曜日

② 毎週 _____ 曜日 _____ 曜日

③ 平成 19年 6月17日(日) 19年 6月24日(土)

④ その他 _____

3. その他連絡事項

来月7月からは、当初計画どおり実施する予定です。

※ 「除却活動計画書」記載の活動予定日と異なる活動を行う場合、その都度この連絡書を必ず事前に提出してください。

(記載例)

(様式第10号)

除却活動報告書

平成19年 6月18日

三 田 市 長 様

申請者 団体名 三田はがし隊
代表者名 三田 太郎 ㊞
代表者住所 三田市三輪2丁目1-1
電話番号 079-563-1111

下記のとおり違反簡易広告物を除却したので、報告します。

記

除却日	除却場所	除却数	参加人数	備考
6月18日	県道黒石三田線 三田市役所前付 近	はり紙 (2) はり札 (3) 立看板 (5) 広告旗 (1)	3人	
月 日		はり紙 () はり札 () 立看板 () 広告旗 ()	人	
月 日		はり紙 () はり札 () 立看板 () 広告旗 ()	人	
月 日		はり紙 () はり札 () 立看板 () 広告旗 ()	人	
月 日		はり紙 () はり札 () 立看板 () 広告旗 ()	人	

違反簡易広告物除却物件一覧（平成19年 6月 18日分）

種類	はり紙、はり札、立看板、広告旗
----	-----------------

計 11 枚

番号	物件の名称	種類	場所	数量	備考
1	〇〇ファイナンス	はり紙	三輪2丁目	1	
2	ローン〇〇〇	はり紙	駅前町	1	
3	(株)〇〇ハウス	はり札	駅前町	1	
4	〇〇建設(株)	はり札	中央町	1	
5	〇〇〇金融	はり札	駅前町	1	
6	(株)〇〇ハウス	立看板	中央町	1	
7	〇〇建設(株)	立看板	中央町	2	
8	〇〇〇ハウジング	立看板	三輪2丁目	1	
9	(有)〇〇〇ホーム	立看板	駅前町	1	
10	(有)〇〇〇ホーム	広告旗	駅前町	1	
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

第三章 監督

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく、確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、[行政代執行法](#)（昭和二十三年法律第四十三号）[第三条](#) から [第六条](#) までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出

物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

- 7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

(措置命令)

第18条 知事は、この条例又はこの条例に基づく許可に付した条件に違反して広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、法第7条第2項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合には、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

一部改正〔平成16年条例54号〕

(保管した広告物等の公示及び売却)

第18条の2 知事は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
- (3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

2 前項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第7条第4項の規定により除却した広告物については、2日間）、公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 前号の方法による公示に係る広告物等のうち特に貴重と認められるものについては、当該公示の期間が満了してもなお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を公報に登載すること。

3 知事は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が、滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項第1号の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に定めるもの以外の広告物等 14日

- 4 前項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関して専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 全部改正〔平成16年条例54号〕